

広島県青少年健全育成条例の改正に向けた取組状況について

1 要旨・目的

青少年の性被害防止対策の強化等を図るため、広島県青少年健全育成条例の改正検討を進めており、関係機関との調整状況等と改正スケジュールの見直しについて報告する。

2 現状・背景

- ・ 令和5年11月には広島県青少年健全育成審議会において改正内容の骨子について審議したほか、県警察との調整を行うなど検討を進めてきた。
- ・ 条例を改正し新たな規制・罰則を設けることで法令に抵触する部分がないか、検察庁への事前協議を行っているが、広島地検から法務省へ見解を確認する手続きに時間を要しており、回答が得られていない。

3 概要

(1) 対象者

県民

(2) 実施内容（条例改正の検討内容）

ア 青少年の性被害防止対策の強化

(ア) 面会要求行為等の規制

青少年（18歳未満）に対する淫行・わいせつ行為を目的とした面会要求行為の禁止規定及び違反に対する罰則の新設について

(イ) 性的な画像等（児童ポルノ等）の提供要求行為の規制

青少年（18歳未満）に対する性的な画像等の提供要求行為の禁止規定及び違反に対する罰則の新設について

イ 青少年（18歳未満）への罰則適用除外規定の新設

条例の罰則を青少年（18歳未満）に対しては適用しない旨の規定の新設について

ウ 青少年のインターネット利用環境の整備（フィルタリングに関する規制）

青少年が利用する携帯電話端末等の契約にあたり、保護者に対し、フィルタリングを利用しない場合には理由を記載した書面提出を義務化する規定等の新設について

(3) スケジュールの見直し

令和6年2月定例会への改正議案提出を目指して進めていたが、検察協議が整っていないため、2月定例会への提出を見送る。

来年度のできるだけ早い時期に改正できるよう、検察庁と調整を進める。